

青森県報

第六百八十三号

令和五年
十一月六日
(月曜日)

目次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) ……一
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……一
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三
- 公 告
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……三
 - 右……………(三八地域県民局) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……五
 - 右……………(同) ……五

出先機関

- 右……………(同) ……五
 - 右……………(同) ……六
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(三八地域県民局) ……六

告 示

青森県告示第六百四十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更認定年月日

令和五年十月二十六日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目一二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第六百四十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	居宅サービス事業者	住所	住所	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四三の二	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	令和五・二・〇五	令和五・二・三〇
社会福祉法人仲康	弘前市大字独狐一字石田一二一の	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・二〇・一〇	〃
社会福祉法人二ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・八・三	五・九・二九
社会福祉法人二ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・五	五・九・三〇
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	〃	〃
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・二五	五・二〇・三

青森県告示第六百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五條の十第二号の規定により公示する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	介護予防サービス事業者	住所	住所	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	令和五・八・三	令和五・九・二九
社会福祉法人二ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・五	五・九・三〇
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	〃	〃
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・二五	五・二〇・三

青森県告示第六百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六條第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により公示する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービス事業者	住所	住所	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・二五	五・二〇・三
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	〃	〃
社会福祉法人三ツイ学社	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	五・九・二五	五・二〇・三

株式会社 e game 目六	三沢市中央町四 丁目三の一九	居宅介護	legam 目六	上北郡おいらせ 町久保山一 七の六一五	令和 五・〇・三
株式会社 チイ学館 目六	東京都千代田区 神田駿河台四丁	同行援護	ニチイケア つ中央	むつ市旭町七の 四七	〃
株式会社 チイ学館 目六	東京都千代田区 神田駿河台四丁	同行援護	ニチイケア いらせ	上北郡おいらせ 町中平下長根山 一の一一三七	〃
株式会社 チイ学館 目六	東京都千代田区 神田駿河台四丁	同行援護	ニチイケア んぶ	三戸郡南部町大 字沖田面字土城 後二八の一階 ナントメゲ一階 三号	〃

青森県告示第六百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ツクイ弘前訪問看護ステーション	弘前市大字駅前二丁目二の三弘前第一生命ビルディング二階	令和 五・二・一

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一

項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年十一月六日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
山崎 光司	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町大字森山字上福田九三

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 竹ヶ原建設
- 二 氏名 竹ヶ原達也
- 三 主たる営業所の所在地 青森市桜川九丁目一の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三一）第一〇〇九四五号
- 五 取消年月日 令和五年九月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 山田設備機工株式会社
- 二 代表者の氏名 菊池英信
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字権現堂向一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第八七四号
- 五 取消年月日 令和五年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社なかやま
- 二 代表者の氏名 中山かおる
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目二〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一一九八八号

五 取消年月日 令和五年十月十三日

- 六 取消しに係る建設業の許可 屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和五年十一月六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 石井建築
- 二 氏名 石井正志
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字梅内字雷平八八の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第六三八号
- 五 取消年月日 令和五年十月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社今与建設
- 二 代表者の氏名 今俊順
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市弓矢形二六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第三六〇号
- 五 取消年月日 令和五年十月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年十月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社熊谷組
- 二 代表者の氏名 熊谷謙三
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一〇八
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―四)第一五〇八号
- 五 取消年月日 令和五年十月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年十月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社華コーポレーション
- 二 代表者の氏名 柏崎瑞貴
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町木崎一五八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―四)第五〇〇一〇一号
- 五 取消年月日 令和五年十月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 勝電気工業株式会社

二 代表者の氏名 附田久志

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字乙供六三の二三六

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第八七五二号

五 取消年月日 令和五年十月十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社スカイウインド

二 代表者の氏名 河村茂春

三 主たる営業所の所在地 三沢市日の出四丁目九四の七九九

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第五〇〇七四〇号

五 取消年月日 令和五年十月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十七号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月六日

三八地域県民局長 菅 孝

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤(塩化ナトリウム)二十五キログラム入(予定数量二万三千三百袋程度)

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

三八地域県民局

八戸市大字尻内町字鴨田7

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年十月十九日

五 落札者の名称及び住所

東北化学薬品株式会社八戸支店

八戸市沼館一丁目一五の三

六 落札金額

二十五キログラム入一袋当たり千百五十五円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭